

○越前市行政不服審査条例

平成28年3月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項(越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号)において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により提出書類等の写し等の交付を受け、又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項(越前市情報公開条例において準用する場合を含む。)の規定により主張書面若しくは資料の写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用を納付しなければならない。

(越前市行政不服審査会)

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、越前市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。